

健生食輸発0924第1号
令和6年9月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産やまももの4-クロルフェノキシ酢酸及びジフェノコナゾール、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン、ネパール産そばのアフラトキシン、メキシコ産アボカドのボスカリド並びにコロンビア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年9月9日付け健生食輸発0909第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、中国産やまももの4-クロルフェノキシ酢酸についてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン、中国産やまもものジフェノコナゾール、ネパール産そばのアフラトキシン並びにメキシコ産アボカドのボスカリドについてモニタリング通知の別表第2から削除することとし、コロンビア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸についてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。